

合併協議会ニュース

編集・発行 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局
 住 所 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
 TEL(0133)76-1101 FAX(0133)72-5990
 e-mail ishikari1@ishi3-gappei.jp
 URL http://www.ishi3-gappei.jp

第13号

平成16年6月22日発行

合併協議会は、合併の判断材料として「合併するとした場合の姿」を協議する組織です。

水道料金は5年後に 同じ料金体系になります。



！現在の水道料金（一般家庭）

石狩市、厚田村は口径別料金、浜益村は一般家庭用、営業用など用途別の水道料金になっております。

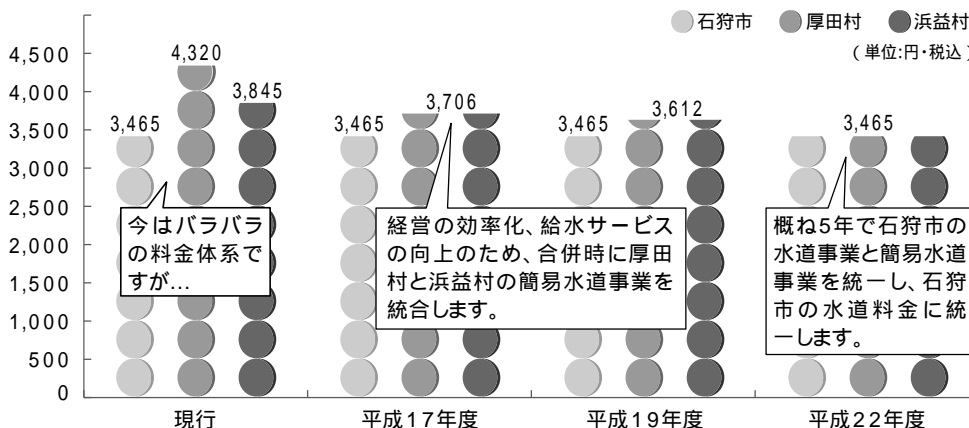
基本料金 口径13mmとして	石狩市	厚田村	浜益市
	一般家庭の基本料金は、 7m ³ まで、1,365円	一般家庭の基本料金は、 5m ³ まで、1,200円	一般家庭の基本料金は、 8m ³ まで、1,820円
超過料金 (基本水量を超えると)	1m ³ 178円 当たら (15m ³ 以上は283円)	1m ³ 260円 当たら	1m ³ 225円 当たら

Q 月平均17m³使用した場合のモデルケースで比較してみると？



！合併後の水道料金（一般家庭）(口径13mm 17m³使用の場合)

合併時に、厚田・浜益地域の料金を統一し、段階的な改正を行ない、概ね5年で石狩市の現行料金に統一することとします。



！工場・学校等の大口径使用者

大幅な料金増となる場合がありますので、概ね5年間の激変緩和措置を経て石狩市の料金体系に統一します。

下水道は合併しても現行の通りの料金です。

石狩市と厚田村で下水道事業を行っています。同じ下水道事業ですが、石狩市は市街地で開催される公共下水道なのに対し、厚田村は、市街化区域以外の水質保全や環境保全を目的とする特定環境保全公共下水道で、その性格が大きく異なっています。独立採算経営を目指すことが可能な石狩市の下水道と、事業の性格から独立採算は困難な厚田村の下水道では、経営状況や料金に大きな格差があるため、経営の健全化や利用者の負担を考え、合併時は2市村の下水道事業及び料金体系をそのままとすることとしました。合併後は事務体制の合理化など、経営の健全化に努めるとともに、会計や料金のあり方について検討を行いません。



石狩市と厚田村の下水道料金の比較 (税込)

	石狩市	厚田村
1ヶ月15m ³ 使用	1,593円	2,650円
1ヶ月20m ³ 使用	2,197円	3,550円
1ヶ月40m ³ 使用	5,158円	7,150円

こととしました。合併後は事務体制の合理化など、経営の健全化に努めるとともに、会計や料金のあり方について検討を行いません。

下水道区域以外の水洗化を進めるため新しい制度ができます。

下水道が整備されない区域の水洗化整備を進めるために、合併後新市全体で浄化槽の整備を行いません。個人が設置するよりも行政が設置することで、住民負担の軽減や水質保全、環境保全を適切に行なうことができます。現在、厚田村で実施されている制度を基に改正を行ない、健全経営を目指し特別会計で運営することとします。

厚田村の現行使用料 (税込)

基本料金(5m ³)	超過料金(1m ³)	平均使用料(17m ³)
850円	180円	3,010円

新石狩市の使用料 (税込)

基本料金(10m ³)	超過料金(1m ³)	平均使用料(17m ³)
1,750円	180円	3,010円

国民健康保険税は、5年間をかけて制度を一本化します。

(合併した年を含む5カ年度の間は、不均一課税を行いません。)

Q 国保税の1年間の税額は？

！ 医療分の税額

所得割 = 前年度所得から基礎控除を差し引いた所得額 × 税率
 資産割 = 当該年度固定資産税額(土地と家屋) × 税率
 均等割 = 被保険者1人の額 × 加入者数
 平等割 = 1世帯当たりの額

！ 介護分の税額

所得割 = 前年度所得から基礎控除を差し引いた所得額 × 税率
 資産割 = 当該年度固定資産税額(土地と家屋) × 税率
 均等割 = 被保険者1人の額 × 加入者数
 平等割 = 1世帯当たりの額

！ 3市村の国保税の税率等はこうなります

現行

区分		石狩市	厚田村	浜益村
医療分	所得割	10.05%	7.50%	9.50%
	資産割	なし	50.00%	70.00%
	均等割	25,400円	23,000円	25,000円
	平等割	37,100円	23,000円	26,000円
	限度額	530,000円	520,000円	500,000円
介護分	所得割	0.83%	0.50%	0.75%
	資産割	なし	6.00%	10.00%
	均等割	4,400円	5,000円	6,500円
	平等割	2,600円	5,000円	4,000円
	限度額	80,000円	80,000円	80,000円

合併5年後

新石狩市		
10.05%	医療分	
なし		
25,400円		
37,100円		
530,000円		
0.83%	介護分	
なし		
4,400円		
2,600円		
80,000円		

土地や建物などの資産を有してはいるものの、所得の少ない高齢者が今後増加することを踏まえ、資産割のない石狩市の制度に合わせることとなりました。ただし、激変緩和のため、2村地域において合併特例法の不均一課税を適用し、合併後2回の改正を行い、5年後に石狩市の制度に合わせます。

新市建設計画（案）

『合併まちづくりプラン

～あいの風おこし・石狩の国づくり～』が作成されました。

「新市建設計画」とは、新市将来構想の実現に向け、具体的な事業計画をもとに合併した場合の新市の速やかな一体化と地域の特性を活かした均衡ある発展、市民福祉の向上をめざすものです。

古くから石狩、厚田、浜益の漁民にとって北西から吹く「あい風」は、人々に幸せをもたらす風として親しまれてきました。かつては「石狩国」として、また、秋サケやニシンの豊漁場所で栄えた歴史を共有する地域として、3つの地域が石狩湾からの「あい風」を受け、新しい「石狩の国」づくりを進めます。

新市建設計画（案）の概要

新市が進める5つの重点プロジェクト

合併後の新市は、特性である豊かな自然環境・資源を活かし、合併の効果が十分に実感できるよう5つの重点プロジェクトを推進します。

1 交流のいしずえプロジェクト

幹線道路や情報通信網の整備などにより、人、産業、歴史、文化など多様な交流を進めていきます。
【主な事業 国道231号の整備促進、地域イントラネット・情報センターの整備など】

2 スマート・エコシティ・プロジェクト

海、山、川の自然との共生などにより、環境にやさしく活力あるまちづくりを進めます。
【主な事業 風力発電施設の立地推進、あつたふるさとの森整備、公共下水道の整備など】

3 「食と体験」観光推進プロジェクト

農漁業との連携による「食」と豊かな自然を活かした「体験」にスポットをあて、観光を原動力とした地域の活性化を図ります。
【主な事業 観光振興プラン策定、体験型観光プログラム開発、海岸環境整備事業の推進など】

4 ひと・まちげんきプロジェクト

すべての市民が年齢を問わず元気で豊かな心をもって生活できるまちづくりを進めます。
【主な事業 こどもゆめパーク整備、高齢者総合プラン策定、生涯学習センター整備など】

5 石狩湾新港地域パワーアッププロジェクト

石狩湾新港とその背後の流通工業地区の発展を図ります。
【主な事業 港湾機能の高度化、企業立地ビジョン策定、企業集積形成に向けた調査研究など】

「（仮称）合併まちづくり基金」の設置と活用

市民が自主的・主体的に取り組むまちづくり活動の促進のため、合併特例債を活用し「（仮称）合併まちづくり基金」を設置します。

また、厚田、浜益地区については、それぞれの地域の振興や合併に伴う住民サービスの変化による影響緩和を目的とする事業を実施するため「（仮称）地域振興基金」を設置します。

このほか原案には、新市将来構想の各テーマに基づく主要事業や合併後10年間の財政計画などを掲載しております。また、新市建設計画（案）に対するパブリックコメントを実施していますので、多数のご意見をお待ちしております。（パブリックコメントの詳細については下記をご覧ください。）

新市建設計画（案）



『合併まちづくりプラン～あいの風おこし・石狩の国づくり～』について 意見募集中!

【新市建設計画（案）】

新市建設計画（案）は、合併協議会ホームページや合併協議会の会議録公開場所をはじめ、石狩市役所1階の情報公開コーナーでご覧になれるほか、石狩市内の郵便局や各金融機関などに設置してある「あい・ボード」（市内31箇所）から持ち帰ることもできます。

【意見の提出方法】

郵便、ファックス、Eメール、録音テープのいずれかで提出してください。（連絡先・氏名を明記）
意見はどなたでも提出できます。

【提出先】

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2
TEL：0133-76-1101 / FAX：0133-72-5990 / Eメール：ishikari1@ishi3-gappei.jp

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会議案

確認された項目

第11回協議会 確認 16.5.7

国民健康保険事業の取扱い

- ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
- ・2村における税率等については、市町村の合併の特例に関する法律第10条を適用し、合併した年を含む5か年度に限り、不均一課税を行うものとする。ただし、納期については、合併した年の翌年度から石狩市の制度に合わせるものとする。

高齢者・障害者福祉関係

- ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
- ・補助金等のうち、高齢者(老人)クラブ連合会、身体障害者福祉協会、石狩市手をつなぐ親の会、心身障害者父母の会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとし、聴力障害者協会、ひまわり手輪の会、障害老人と共に歩む会、ふれあい広場タンポポのはら補助金については、現行のとおりとする。
- ・高齢者・障害者福祉関係事業のうち、高齢者等消融雪機器設置費補助事業、高齢者バスカード等交付事業、ミドルステイサービス、長寿祝金支給制度、老人憩いの家、寿の家施設管理運営事業、敬老事業、除雪サービス事業、緊急通報サービス事業、一人暮らし高齢者等安否確認事業、保養センター老人入浴券交付事業については、合併後に新市において調整するものとする。
- ・福祉施設管理事務のうち、高齢者生活福祉センター、特別看護老人ホーム、痴呆性高齢者グループホーム、シルバーホームについては、浜益村の制度に合わせるものとする。

教育管理関係

- ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
- ・補助金等については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。ただし、石狩市中学校体育連盟補助金については、現行のとおりとする。
- ・スクールバスの運行及び通学区域については、現行のとおりとする。

学校教育関係

合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、遠距離通学費補助については、現行のとおりとする。

社会教育・スポーツ関係

- ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
- ・スキー場の管理については、現行のとおりとし、新市において在り方を含め取扱いを検討するものとする。
- ・社会教育施設、その他スポーツ施設の管理のうち、現在無料である厚田村山村スポーツセンターについては、有料化を検討することとし、その他の施設の利用条件等については、現行のとおりとする。
- ・表彰については、合併後に速やかに再編し、制度化を図るものとする。
- ・学校体育施設の開放事業のうち、利用条件等については、現行のとおりとする。

一部事務組合等の取扱い

- ・北海道市町村総合事務組合、北海道町議会議員公務災害補償等組合、石狩地区介護認定審査会を除く一部事務組合等については、新市において引続き加入するものとする。
- ・北海道市町村総合事務組合、北海道町議会議員公務災害補償等組合については、新市において加入しないものとし、石狩地区介護認定審査会については、新市において新しい審査会を設置するものとする。

公社・第三セクター等の取扱い

- ・石狩市公務サービス株式会社及び厚田村公務サービス株式会社については、現行のとおりとし、合併後に新市において統廃合等の働きかけなどについて検討するものとする。
- ・株式会社石狩振興公社については、現行のとおりとする。
- ・石狩市土地開発公社は、合併時までに債権債務を厚田村土地開発公社から引継ぎ、厚田村土地開発公社は解散するものとする。

第12回協議会 確認 16.5.27

上水道関係

- ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
- ・給水事業については、合併時には、厚田村及び浜益村の「特別会計」を1つに統合し、石狩市の「企業会計」と2つの会計とする。合併後、概ね5年で2つの会計を1つの「企業会計」による水道事業に統合するものとする。
- ・使用料等のうち水道料金については、段階的な調整を行い、合併後、概ね5年を目途に石狩市の料金体系に合わせるものとし、財政・事業計画事務については、会計を統合する時点において、水道事業に合わせるものとする。

組織及び機構の取扱い

新市の組織及び機構は、3市村の庁舎の有効利用を図るとともに、定員管理の適正化に努め、「新市における組織及び機構の整備方針」に基づき整備するものとする。なお、地域自治区の事務所となる厚田支所・浜益支所については、「新市における支所の整備方針」に基づき整備するものとする。

職員関係

合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

電算システム関係

住民サービスの提供及び行政関係事務の効率化に、支障をきたさないよう、石狩市のシステムに統合するものとする。

下水道関係

- ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
- ・下水道事業については、合併時現行の2つの事業及び特別会計により実施するものとする。
- ・個別排水処理施設整備事業については、新市において特別会計を設け、合併時に再編するものとする。
- ・補助金等のうち、水洗化改造資金助成金については、下水道事業に伴う助成は、望来処理区の供用開始から3年間に限り、また個別排水処理施設整備事業に伴う助成は、合併年度に限り厚田地域において現行のとおりとし、水洗化改造資金貸付金については、下水道事業及び個別排水処理施設整備事業ともに、貸付額を「1戸あたり70万円以内」とする。
- ・手数料等のうち、指定工事事業者の指定の新規・更新承認に係る手数料については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。

会議の開催日程等について

第13回協議会は6月30日(水)13:00から、石狩市花川北コミュニティセンターで開催されます。

第14回協議会は7月28日(水)13:00から、厚田村総合センターで開催されます。

協議会に関するお問合せは合併協議会事務局のほか、各市村企画担当までご連絡ください。

石狩市企画調整課 TEL 0133-72-3161
厚田村まちづくり推進課 TEL 0133-78-2011
浜益村総務企画課 TEL 0133-79-2111

合併に関するご意見・ご質問を募集しています

合併に関するご意見・ご質問がありましたら、FAX・電子メールなど形式を問わず、受け付けしております。紙面・ホームページによりお答えしていきます。

合併協議会は傍聴できます。

合併協議会の会議は、どなたでも傍聴することができます。(当日受付)

会議録を公開する場所

石狩市

- ・石狩市役所
- ・石狩市民図書館
- ・石狩市民図書館花川北分館 (花川北コミュニティセンター内)
- ・石狩市民図書館花川南分館 (花川南コミュニティセンター内)
- ・石狩市民図書館八幡分館 (八幡コミュニティセンター内)

厚田村

- ・厚田村役場
- ・厚田村総合センター

浜益村

- ・浜益村役場
- ・浜益村交流センター(ふれあいセンターきりり)

- ・石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局(石狩市役所3階)
- ・閲覧時間については、各所の執務時間又は開館時間となっております。

